

条例の点検・見直しシート

		作 成 年 月 日	平成24年6月13日	
条例の題名		三 重 県 水 道 供 給 条 例	公 布 日	昭和43年3月29日
条 例 番 号		昭和43年三重県条例第9号	直 近 改 正 日	平成23年3月23日
所管部局課		企業庁水道事業課	電 話 番 号	059-224-2833
条例の概要			条例の 類型	委任型
県が経営する水道事業の給水に係る料金その他供給条件について必要な事項を定めるものである。				
視点	項 目	回 答	検 討 内 容	
必要性	条例の目的は、制定後の時間の経過にかかわらず現在でも妥当性を有している。	はい	県が経営する水道事業は、市町の水道供給事業を支える重要なものであり、その料金その他の供給条件を条例で定めることは、明確性の面から見て妥当性を有している。	
	条例の対象に対して、今後も公的な関与を行っていく必要が認められる。	はい	水道事業はライフラインの確保等の面から公的関与が必要である	
	条例に基づく事務・事業で、現在行われていないものはない。	はい	条例に基づく事務・事業で、現在行われていないものはない	
	規制型の場合、現在の社会情勢の下で過度な規制となっていない。	該当なし		
	条例以外の手段で目的を達成する方法はない（規則、要綱等で規定する余地はない。）。	はい	地方自治法第228条の規定に基づき、使用料である料金は条例で定めることが必要である。	
適法性	根拠法令がある場合、その法令に抵触していない。	はい	地方自治法第228条	
	憲法、その他の法令等に抵触しているとの評価を受けるおそれはない（近年の判例動向に適合している。）。	はい		
	条例に規定する事務手続と実務上の事務手続との間に食い違いはない。	はい		
有効性	条例の目的と条例に規定する手段との整合が図られている。	はい	条例では水道事業の供給条件その他が定められている。	
	条例の目的は、県民ビジョン等と整合している。	はい	条例の目的は県の水道事業の安全・安定供給の確保につながる。	
	条例の規定の一部であっても、効果を疑問視する評価を受けたことはない。	はい		
	条例の規定の一部であっても、廃止した場合に明らかな支障が認められる。	はい	水道料金が徴収できず事業費用を支弁する資金が得られなくなる。	
効率性	条例の目的の実現のために、条例が定める手段は必要であって、廃止すべき規定はない。	はい		
	条例の目的の実現のために、条例が定める手段は十分であって、追加すべき規定はない。	いいえ	地方自治法第228条の規定に基づき、使用料である料金は条例で定めることが必要である。	
	関係する法令・条例との間において、条例に規定している手段との重複はない。	はい	三重県の水道事業の供給条件を定めているのは本条例のみである。	
公平性	条例の執行に当たって、その効果及びコストの配分は適正である。	はい	納付された水道料金は、水道事業費用として使用されている。	
	条例の執行による効果が一部の県民に限られていない。	いいえ	受水市町に対する供給条件の規定であり、限定的なものである。	
	条例の執行に伴うコストの負担が一部の県民に限られていない。	いいえ	受水市町に対する供給条件の規定であり、限定的なものである。	
その他	条例の内容において、県民（団体）、NPO等県以外の主体との連携に配慮している。	該当なし		
	市町等から条文の改正を求める意見を受けていない。	はい		
点検・見直し結果	理 由	特 記 事 項		見直しに関する規定の有無
	改正を検討する。	現在の規定は、要件のいずれをも満たし、改正の必要はないと考えるが、一部の語句をより明確にすることにより、給水条件の明確化という条例の目的に合致させることとしたい。		無
				有効期限に関する規定の有無 無